

自然災害時の登下校の対応について

令和2年7月7日
足立区立弥生小学校長
佐藤 利之

近年は、台風、大雪、地震、水難等の自然災害が大規模に発生し、児童の安全な登下校が懸念される事態となることも多くあります。そこで、災害発生の際に、区教委が示す休校および登下校の基準をまとめましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

- (1) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「特別警報（『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等）」が発令されている場合。
- (2) 午前6時に東京都23区東部（足立区）において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合。

※ 大雨警報や強風注意報では休校になりません。ただし、「4. 学校長判断による対応となる場合」のように、校長が独自に判断することがあります。

2. 区内の一部の学校が休校となる場合

- (1) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (2) 学校が避難所となった場合。

3. 保護者等への引き渡しを行う場合

- (1) 登校後に、震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合（「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」を含む）。
- (3) 登校後に、学校が避難所となる場合。

4. 学校長判断による対応となる場合

1と2の場合を除いては、原則、登校ですが、学校の状況により「登下校の時刻を早め（遅らせ）ます。」や「保護者の判断で登校を見合わせたり、遅らせたりしてください。」などと、学校メール等で連絡する場合があります。

5. 保護者への知らせ方

- (1) 1～3の場合は、学校からのメール配信ができないことがあります。警報の発令や災害の発生など、その時点の状況で判断してください。
 - (2) 4の校長判断による対応は、学校メールや学校ホームページでお知らせします。
- ・災害時の学校代表電話への問い合わせは、混雑が予想されますので、ご遠慮ください。

